

情報共有システム利用に係る費用計上方法の変更について

<変更概要>

令和元年（2019年）6月以前の決裁工事では、情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料等）を共通仮設費（技術管理費）に積上げ計上していたが、令和元年（2019年）7月以降の決裁工事より、当該費用が共通仮設费率計上分（技術管理費）に含まれることとなったため、積上げ計上は不要となる。

※1 情報共有システム利用方法

工事受注者が選択した情報共有システムを利用する方式（以下、「受注者選択方式」という。）

※2 対象となる工事

当初設計額1千5百万円以上の工事

1 受注者選択方式情報共有システムの利用開始までの流れ

- ① 受注者は、利用する情報共有システムを選び、発注者と協議
- ② 発注者は、利用可能な情報共有システムであることを確認し、発注者の基本情報（工事案件情報及び決裁ルート設定に必要な職・氏名等）を受注者に提供
- ③ 受注者は、工事毎に情報共有システム提供者と契約し、基本情報を登録
- ④ 情報共有システム提供者は、システム利用に必要なID及びパスワード等を受発注者に連絡

2 システム利用に係る費用の計上方法変更の適用

- ① 令和元年（2019年）6月以前の積算体系を適用した工事
→共通仮設費（技術管理費）に積上げ計上が必要
- ② 令和元年（2019年）7月以降の積算体系を適用した工事
→共通仮設费率計上分（技術管理費）に含まれるため、積上げ計上不要

3 利用可能な情報共有システム

工事の情報共有システム活用要領を満たす以下のシステム。

- ①株式会社建設システム
- ②川田テクノシステム株式会社

- ③株式会社建設総合サービス
- ④株式会社現場サポート
- ⑤日本電気株式会社
- ⑥株式会社ビーイング

4 受注者選択方式に伴う費用負担

情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料等）は、共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれる。

5 特記仕様書記載例

○当初設計額1千5百万円以上の工事の場合

第 条 情報共有システム

本工事は、情報共有システムを利用する工事である。

- (1) 情報共有システムは、工事施工中の発注者、受注者間でやりとりする文書・図書を電子化して共有し、情報の有効活用を図るものである。
- (2) 情報共有システムの利用は、「工事の情報共有システム活用要領」によるものとする。ただし、本工事における情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料等）は、共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれる。
- (3) 情報共有システムを利用することを原則とするが、最終的な利用の可否については受発注者間協議により決定することができる。

○当初設計額1千5百万円未満の工事の場合

第 条 情報共有システム

本工事は、情報共有システムの利用を原則とする工事ではない。ただし、受注者から希望があれば利用するものとする。

- (1) 情報共有システムは、工事施工中の発注者、受注者間でやりとりする文書・図書を電子化して共有し、情報の有効活用を図るものである。
- (2) 情報共有システムの利用は、「工事の情報共有システム活用要領」によるものとする。ただし、本工事における情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料等）は、共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれる。
- (3) 情報共有システムの利用を希望する場合は、発注者と協議するものとする。